

## 地方分権改革の実現に向けた要求

政府は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を政策の大きな柱に掲げ、国と地方の関係を抜本的に見直し、政治主導で新しい国のかたちを創るとしている。

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力ある国家を築くためには、地方分権改革の着実な推進が不可欠である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、首相の強いリーダーシップのもと、これまで積み重ねてきた議論を踏まえ、真の分権型社会の構築に向け、迅速かつ全力で取り組み、大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

また、我々も当事者として、強力に改革を推進していく決意で臨むものである。

### 真の分権型社会の実現

国と地方の役割分担の適正化や、地方の自由度の拡大の観点から、次の改革を徹底して行うこと。

#### (1) 役割分担の徹底した見直しと権限移譲の推進

「国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進める」という政府の基本方針に則り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、事務・権限の地方への大幅な移譲を進めること。

#### (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体が住民ニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国による関与、義務付け・枠付けについては、早期に、廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

なお、見直しを行う際は、地方の意見を十分踏まえ、自治体の裁量の余地の乏しい「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

#### (3) 国の出先機関の原則廃止

国の出先機関の事務・権限については、必要性を十分精査した上で、原則として都道府県・指定都市へ移管するとともに、出先機関については廃止・縮小する方向で抜本的に見直すこと。その際、事務事業に必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

(4) 直轄国道等の地方移管

直轄国道や一級河川については、これまで地方分権改革推進委員会の勧告に則って国と地方が行ってきた個別協議を踏まえ、地方が求めるものについて適切な移管時期などを関係自治体と十分に協議した上で、必要な財源等とともに、早期に、都道府県・指定都市へ移管すること。

(5) 「国と地方の協議の場」について

法制化される「国と地方の協議の場」における協議については、地方側の意見を踏まえた国の検討期間を十分に確保するなど、真に実効性のあるものとし、決定直前に議題を提出するなどの形式的な運用は断じて行わないこと。

なお、協議結果については真摯に受け止め、適切に政策に反映させること。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えて開催すること。

(6) 「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定

真の地方分権改革を実現するため、「地域主権戦略大綱（仮称）」の策定に当たっては、地方との協議を事前に十分行い、地方の意見を反映させること。

(7) 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、例えば、「地方自治基本法（仮称）」の制定など、早急に地方自治法を抜本改正すること。

## 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

国と地方の役割分担に応じた税財政制度を確立するため、次の改革を一体的かつ強力に推進すること。

その際には、我が国最大の大都市圏である九都県市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

(1) 税源移譲

地方が担うべき事務と責任に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、必要な地方への税源移譲を確実に進めること。

国と地方の税体系を抜本的に見直す際には、地方消費税について、税率の引上げを含めた積極的な拡充を図るなど、税源の地域偏在性が少なく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

(2) 地方交付税制度改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を確保すること。

地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。

地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応することとし、臨時財政対策債は廃止すること。

### (3) 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革については、個々の補助負担金の目的や意義を十分に踏まえた上で、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めることとし、補助負担率の引下げや、裁量性を欠いた単なる交付金化は、断じて行わないこと。

その上で「一括交付金」を導入する場合には、税源移譲までの経過措置とし、交付に当たっては、各団体において、それぞれが担うべき事業の必要額が確保できるようにすること。

地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。

### (4) 自動車関連諸税の見直し

自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源となっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。

見直しを行う場合は、国の責任において全ての自治体を対象として、別途税源移譲など地方税の拡充で確実に財源措置すること。

また、原油価格の異常な高騰が続いた場合の課税停止による地方の減収分については、国の責任において地方に対し、確実な補填措置を行うこと。

「地球温暖化対策のための税」及び「地方環境税」の検討に当たっては、地方自治体が地球温暖化対策に果たす責任と役割や、自動車関連諸税の見直しが行われた場合の地方財政への影響等を踏まえ、地方の意見を聞きながら、地方税を主体とした制度設計を行うこと。

### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金の見直しにあたっては、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が行うべき事業は、国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は、権限と必要な財源を地方に移譲すること。

維持管理費の地方負担については、平成22年度から原則廃止するとされたものの、経過措置として、維持管理のうち、特定の事業については、地方負担が存在していることから、平成23年度に確実に全廃すること。

国直轄事業の実施や変更にあたっては、法制化される「国と地方の協議の場」等を通じて、確実に国直轄事業負担金を負担する都道府県及び指定都市の意見を反映すること。

( 6 ) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の即時撤廃

不合理な暫定措置である地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は直ちに撤廃し、国税化された法人事業税を地方税として復元すること。

地域間の税収格差の是正は、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映させる地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

平成 22 年 5 月 日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石原 慎太郎
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	神奈川県知事	松沢 成文
	横浜市長	林 文子
	川崎市長	阿部 孝夫
	千葉市長	熊谷 俊人
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	加山 俊夫